

## 憲法八十九条と私学助成金の問題

私が憲法八十九条の問題を意識し始めたのは、1980年代のことでした。憲法八十九条 とは、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持の ため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又は その利用に供してはならない」とされている、あの八十九条のことです。

この条文が抱える問題を教えてくれたのは、『中央公論』(1982年1月号) 誌上に掲載された憲法九条をめぐっての当時の埼玉大学教授片岡鐵哉氏と東京大学教授佐藤誠三郎氏の対談の中での佐藤氏の発言でした。

現実に自衛隊が重要な役割を負っていながら、法理論上は違憲の疑いが強い。そうだとすると、憲法を改正するか自衛隊を廃止するかといったことにならざるを得ないはずだ。防衛の改革が進まないのは、抽象的な平和主義を掲げる現憲法に原因がある。こういった論旨を展開する片岡氏に対して佐藤氏がもち出した議論は、次のようなものでした。

「第九条は拡大解釈されることによって定着したのです。九条以外にも制定当初とは違ってしまった条文はいくつもあります。例えば八十九条で ー中略ー 、それを厳格に解釈すれば、私学助成は憲法違反です。ところが、厳格に解釈しないことについて与野党の合意が成立しており、毎年多額の私学助成金が予算に組み込まれています。つまり、八十九条は拡大解釈を通じて定着している。憲法の条文に何と書いてあろうと、日本社会に適合的でないもの、日本国民が好ましいと思わないものは、定着しようがありません。そういう条文は無視されるか、拡大解釈されてしまうのです。 ー中略ー 本当のパシフィズムなら自衛隊廃止に登成する人など数パーセントに過ぎません」。

憲法改正などは口にするだけでも火傷した当時の日本社会の雰囲気の中で改憲という極めて困難なイッシューに政治的エネルギーを遭うよりも、解釈改憲でいった方が賢明ではないか、その理屈立ても成り立つではないかと、この主張が現実とどこまで並走出来るのかといった疑問を抱きながらも、なるほど頭のいい方が得意とする議論の組み立て方と思ったことがありました。

ただ、ここでの私の関心事は、九条問題ではなく八十九条問題です。

確かに佐藤氏のいう通り、1946年の憲法制定議会における金森国務大臣の答弁以来、既に私学が「公の支配に属する」といった法解釈が行われ、今日に至る私立学校活動の公益性に鑑みれば、国民は私学助成をごく普通に受け入れ、爾来70年を経過して、平成30年度の概算要求額は4769億円と、私学助成金は、歴史的にも定着し、社会的にも認知されているわけです。

これに疑義を唱えることなど、自衛隊廃止に比すべき国家的大問題になるでしょう。憲法 上の困難を乗り越えて私学助成の制度と執行を勝ち取ってきた私学関係者並びに文科省を 初めとする支援者の長年のご苦労にはつくづく頭がさがります。

松本生太先生もまた、その渦中にあって主導的な役割を発揮されました。当時の私立短期大学協会事務局長の中原稔氏が『緑苑』(1968年第6号)に「私学擁護の大元老」という一文を寄せておられます。「松本先生は、当時の文部省の担当課長であった福田繁氏(後に文部次官)をまねき、数カ月にわたって法文制定の議論をした。松本先生は法律の専門家であり、私立学校の自主性を損はず且つ援助を受けられるような法律制定に大いに努力された。その功績は非常に大きいものがある」。

言うまでもなく、私学助成がこうして公に認められるには、私たち私学教育に携わるものが自律的にそれに相応しい公益性の高い事業を行っていかなければならない責務を負っているからでしょう。また、金額の妥当性は兎も角、何れにしても国民の大事な税金が投入されるわけですから、国が教育の質の向上に関心をもつ、これもまた当然のことでしょう。しかし、その裏返しとして建学の精神を初め、財政、経営、人事等、国の関与、はっきりいえば支配・介入が強まり私学の独自性が失われることになれば、元も子もないわけで、この多様性が求められる時代、それは、国もまた望むところではないはずです。

ただ、昨今話題になっている学校教育をめぐる様々な制度改正は、あらためて八十九条と 助成金の問題をめぐる憲法論議を顕在化させていくものと想像します。私たちは、今こそ私 学助成に尽力した先達の知恵と勇気を思い起こしたいものです。

私立大学協会の会議に出席しながら、かつての片岡氏と佐藤氏の対談のことを思い出し、図書館に問い合わせたところ、早速雑誌を届けてくれました。両氏も既に故人となられ、大分褪せてザラついた紙面をめくりながら当時の雰囲気が彷彿しましたが、しかし明らかに時代の議論は、またもう一つ新しい段階に入ってきているという感慨を覚えます。

>前のページへ戻る